

## 平成 26 年度新宿区外部評価委員会第 1 部会 第 9 回会議要旨

### <開催日>

平成 26 年 8 月 22 日（金）

### <場所>

本庁舎 6 階 第 2 委員会室

### <出席者>

外部評価委員（5 名）

加藤部会長、小池委員、野澤委員、福井委員、藤野委員

事務局（3 名）

中山行政管理課長、羽山主査、三枝主査

### <開会>

#### 【部会長】

平成 26 年度第 9 回新宿区外部評価委員会第 1 部会を開会します。

今回は、前回に引き続き経常事業の外部評価に係る第 1 部会としての意見を取りまとめていきます。取りまとめの方法等は前回と同様です。

議事に入る前に、事務局から報告事項があるとのこと。

事務局、よろしくお願いします。

#### 【事務局】

はい。

本会に先立ち、委員から文書により出されていたご質問について、所管より回答がありましたのでご報告します。

まず、経常事業 409 「一般廃棄物の収集運搬業務」についてです。

「直営管理のごみ収集車と雇上げのごみ収集車は、維持経費・人件費など経費だけの問題なのでしょうか、それとも、仕事の内容での区別があるのでしょうか。」とのご質問に対し、「直営での収集作業と収集車両の雇上げによる収集作業に差異はありません。同様の作業を行っています。」との回答です。

次に 414 「新宿中継所の管理運営」についてです。

「周辺 5 区から施設使用料は発生するのでしょうか。また、江東区の不燃ごみ処理センターの受入費用などは発生するのでしょうか。」とのご質問に対し、「新宿中継所の運営に係る経費について、搬入している 5 区から直接、使用料や負担金等の発生はなく、都区財政調整制度

(都区間の事務配分や税配分等の特例に対応して、都と特別区及び特別区相互間の財源を調整する制度)における特別区財政調整交付金により、新宿区の経費負担分が担保されています。不燃ごみ処理センターは、燃やすごみの焼却処理を行う清掃工場と同様に東京二十三区清掃一部事務組合が運営を実施しており、その運営経費として23区が分担金を負担していますので、個別の受入費用等は発生していません。」との回答です。

事務局からは以上です。

**【部会長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご意見等がありますか。

では議事に入ります。

初めに、414「新宿中継所の管理運営」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「着実な事業展開を行っており、評価も適切である。」や「現状では、特に問題もなく適正に運営されていると思う。」と意見が付されていように、全体に適正に運営されているという評価になっています。

一方で、内部評価の記載については「『ごみ発生抑制に向けた普及啓発』との関係等の記述があっても良いのではないか。」との意見が付されています。すごく頑張っているはずなのに、内部評価はあっさりと書かれているので、何か一言あったら良いと思いますよね。

ただ、この事業とごみ発生抑制に向けた普及啓発が関係しているのかははっきりしていませんし、そういった議論を行ってきたわけではないので、ここで意見を付すのは唐突にも思えますね。いかがでしょうか。

**【委員】**

良い指摘だと思いますので、削除する必要はないと思います。新宿中継所でも、不燃ごみに含まれているいわゆる危険物とか再資源化の可能なごみについて、大きな課題として認識していると思いますから、所管を後押しするような提案に変えた意見にはいかがでしょうか。例えば、不燃ごみに含まれる資源ごみの再資源化についての配慮もお願いしたいとか、そういう文言を入れると良いのではないのでしょうか。

**【部会長】**

そうですね。

よろしいでしょうか。

<異議なし>

この事業についてはよろしいでしょうか。

では、次に342「建築許可・確認等事務」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

こちらも事業内容については問題ないとの方向性ですが、「業務の中でも、指定確認検査機関への監督・指導についての割合が明確になると特定行政庁の役割の重要性が明確になるので

はないかと思われる。」、「相談件数に対し対応が十分なのか、少々疑問に感じた。」といった意見が付されています。

**【委員】**

ヒアリングで、年間15,000件程度ある建築確認等の相談について、多くは電話で話すだけで終わっているとのことだったため、それで大丈夫なのだろうかと思いました。

**【委員】**

多くの相談は、建ぺい率の確認や、何階建てまで建てられるのかといった簡単な質問などでそれほど重くはないのだと思います。

**【委員】**

この事業は、建築基準法にのっとっているかいないかを調べるための作業ですからね。問題があるときは343「建築相談等」の事業で対応するのではないのでしょうか。

**【委員】**

だから多くは電話で済んでしまう。

**【部会長】**

そういうことでしょう。

また、建築確認等相談件数について、現状を維持することを事業の目標・指標として掲げているので、現状でも結構大変なのだと思います。

**【事務局】**

ヒアリングでの説明によると、建築確認の事務には二つのパターンがあります。一つは、区の直営で建築指導課が建築確認をするものです。もう一つは、民間の指定確認検査機関（以下「確認検査機関」という。）が行うものです。区が直営で建築確認するものが10%程度で、残る90%は確認検査機関が行っているということです。

ただ、確認検査機関が建築確認を行うときに、法令の解釈や個別の具体的な事案について、区にあらかじめ相談したほうが良い案件があります。また、確認検査機関から、区の確認を取ったほうが良いと働き掛ける場合もあるようです。そのため、区には事前相談を行い、建築確認は確認検査機関が行うことがあります。

**【部会長】**

分かりました。

そういう意味でも、非常に大変な役割を果たしていることになりますので、そのことを内部評価に記述したほうが、区の建築指導課の役割が明確になるでしょう。そのような意見を付すことでいかがでしょうか。

<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

**【委員】**

ヒアリングではあまり大変ではないという説明がありましたが、件数をみると本当にそうなのかなと不思議に思いました。

【部会長】

そうですね。すごく重要な仕事ですから、1件1件は大したことがなくても大変そうではありますね。

【委員】

確認検査機関を通して多いからそんなに大変ではないのでしょうか。

【委員】

確かに、所管が大変ではないといっているものを、あえて外部評価で否定する必要はないですよ。

【部会長】

では、大変な事務だとは思いますが、適切な処理を望むという程度にまとめましょうか。

<異議なし>

次に、343「建築相談等」です。先ほどの確認申請とは違い、紛争絡みの相談になっているものです。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「目的又は実績の評価」に「事業目標の指標として、『中高層標識設置届』を設定しているが、この届出は『新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例』で義務付けられていることなので、ふさわしくないのではないか。建築相談専門員や建築紛争調停委員会による適切な対応処理が、明確になるような指標が望ましい。数値基準は設けにくく、具体的な提案はできないが、検討いただきたい。」といった意見や、「その他の意見」に「建築計画の公開、近隣住民に対する建築計画説明会、計画周知のための標識設置などは法令で定められているので目標にするのは疑問である。」といった意見が付されています。

目標値として何がふさわしいのか意見を出すことは難しいのだけれど、本来は当然100%であるべきものを指標とするのはどうなのだろうかという意見です。

【委員】

相談件数等ならば、指標化もできそうですよね。

【部会長】

そうですね。良いかもしれません。

「事業の目標・指標として、条例で定められた標識設置届よりも相談件数などの目標・指標を設定できないか検討してほしい」といった意見を付しましょうか。

<異議なし>

【委員】

担当する常勤職員が1.9人で、非常勤職員が1人ですよね。それで平成25年度には290回の相談を受けていることについて、本当にきめ細かい対応ができていいのか、疑問です。

【部会長】

「その他の意見」に「この仕事の目的は標識設置だけでなく、それに伴う紛争の解決もあると思う。今後このような紛争は増える傾向にあると思うが、今の定員で良いのだろうか。」と

いう意見が付されているところですね。

【委員】

この数値は労働量ですから、実際には課の職員が全員対応しているのですよね。

【委員】

そうですね。決まった人しか対応していないということはないと思います。

【委員】

いい加減な設計者に対する指導もしっかりと行ってほしいと思います。

例えば、建築確認に当たって、道路に2m接道していない土地には建物を建てることのないのに、2m未満の道を2mだという設計図を作って申請した案件がありました。

審査は性善説的で、設計者の出してくる設計図が正しいことを前提にしていますから、2mと書いてあったら2mだと思う。現状を確認してほしいと言い出さなければ、そのまま進んでしまったと思います。

【委員】

現状の確認は、しなければいけないことになっていないのでしょうか。

【部会長】

法律的には、図面上の審査だけで良いことになっているのです。

【委員】

恐ろしいですね。

【委員】

実際には2mないのにそのように書かれても分からない。

【委員】

そうです。

そういう脱法行為をする設計者もいるのです。

【委員】

図面だけで申請を許可してしまうのもずさんに感じるのですが。

【委員】

悪い人は一杯いますから、性善説が基本で良いのか疑問です。

【委員】

今の事案は342「建築許可・確認等事務」にも深く関わりますよね。

【部会長】

そうですね。

【部会長】

確かに、現場を確認しないでやることの問題点などは342の事業のように思います。

【委員】

出てしまった建築確認に対して、おかしいのではないかということはこの事業で相談したケースになりますので、両方絡んでいますよね。どちらに意見を付すべきなのか。

【委員】

事業を1本にはできないのでしょうか。

【部会長】

根拠等が全然違うから、それは難しいでしょう。

【委員】

そうですね。

【部会長】

やはり指定確認検査機関への監督指導だと思います。制度上、最後に責任を取るのは行政側なので、本当に大変だと思います。

【委員】

法律が動かない限りこの問題は残ってしまいますから難しいですね。

【部会長】

すごく重要な仕事でもあります。

【委員】

そうですね。

【委員】

近隣の感情、騒音、日照なども、法的には問題がなくても大きな問題になりますから本当に大変だと思います。

【委員】

裁判になるケースもありますからね。

【部会長】

建ってしまったからでは遅いですからね。

【委員】

すごくお金もかかるし。

【委員】

そうですね。

【委員】

泣いている人は一杯いると思います。

【委員】

この二つの事業は、本当に大切な仕事であることを、外部評価委員会として改めて評価すべきだと思います。

【委員】

そうですね。

【部会長】

意見としては、342に付すべきところかと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

両方書いても良いと思います。

【委員】

許可さえ出さなければ問題にならないわけですが、実際に問題になるのは紛争のところなの  
ですよ。

【委員】

いつ申請が出されたのかを知ることはできませんからね。

【委員】

そうですね。実際に工事の看板が立つまでは分かりません。

【委員】

やはり文言的には342になると思います。

【部会長】

そうですね。それでよろしいでしょうか。

<異議なし>

では、どのような意見を付しましょう。

「現場確認等にも配慮してほしい。」とか「現場確認等に関し、民間確認検査機関への指導  
も怠らないようお願いしたい。」といった内容になるでしょうか。

【委員】

建築会社や設計事務所への指導も重要だと思います。

【委員】

相手が悪意だとしようがないです。区がどこまでみれるのという問題もある。

【委員】

現場に則した適切な指導が必要ですぐらいしか書けないでしょう。

【部会長】

そうですね。

では、342にそのような意見を付しましょう。

<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】

今の議論を経て強く思ったのは、この事業の指標の大部分は紛争解決にあるのではないかと  
いうことです。そうすると、紛争の解決率100%が、この事業の最終的な目標になると思いま  
す。内部評価では「建築紛争の相談・調整について数値化は困難です。」とありますが、指標  
として設定できないでしょうか。

【部会長】

確かに、調停委員会に上がった紛争が、解決したのか不調になったのかは分かりますから、  
件数は把握できると思います。

ただ、一言で不調といっても内容はいろいろだと思います。住環境上極めて深刻な問題があ

るケースもあれば、ほとんど問題はないはずなのにわがままを言っているようなケースもあるはずです。

そうすると、「建築相談専門員や建築紛争調停委員会によるあっせんや調停等で、どのくらいの割合が解決に至り又は不調になったかなど、経過や結果を示してほしい。」といった意見を付しましょうか。

<異議なし>

**【委員】**

ワンルームマンションの建築なんかは、随分紛争するんですよ。

**【委員】**

多いよね。

**【部会長】**

そうですね。

では、この事業についてはよろしいでしょうか。

<異議なし>

次に、332「住宅資金の融資あっ旋利子補給」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「目的又は実績の評価」に「補給件数86件の内訳の記載があると分かりやすい。」との意見です。個人と法人と一緒に記載されているから、内訳を記載したほうが分かりやすいのではないかということです。

それから、「総合評価」に「発展性のない事業なので評価は難しい。」とか「新規募集はない事業であるため、適切に終了することを要望する。」という意見が付されています。確かに終了まで粛々と続くだけですから、それを掘り下げてもしようがないということですね。

**【委員】**

見守る事業といえは事業ですが。

**【部会長】**

そうですね。

**【委員】**

あまり外部評価として評価すべき部分がないということを書いた上で、こういう利子補給のような義務的にやっている事業について、外部評価をする意味があるのか全体会で投げ掛けてみても良いかもしれません。

**【委員】**

確かに、受付の終わっているものをみても仕方ないように思います。

**【部会長】**

そうですね。

いかがでしょう。

<異議なし>

ほかにはいかがでしょうか。

次に、333「民間賃貸住宅家賃助成」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に「定住化促進のための事業として展開されている。定住との関係が明確ではないが、応募状況からみると一定の成果がみられ、評価も適切である。」とか「将来新宿区を担う若い世代に幅広い助成を望む。」といった意見が付されていたり、「事業の方向性」に「とても良い事業だと思う。人気も高く継続して欲しい。」といった意見が付されていたりと、全体に評価が高く期待しているような意見になっています。「その他意見」にも「新宿区は家賃が高く補助はとてもありがたいと思う。拡大できたら良いのではないか。」という意見が付されていますね。この方向性でまとめれば良いと思います。

<異議なし>

次に、334「子育てファミリー世帯居住支援」です。

「適当でない」と付いた項目はありません。

「総合評価」に、「区内での転入転居を支援する事業であり、一定の申請実績を確保している。周知・PR不足がやや感じられるが、評価は適切である。」、「若い世代に必要な事業だと思う。継続・拡大を望む。」、「新宿区内の住民の増加と少子化改善のためにも応援したい。」という意見が付されています。それから、「その他の意見」に「この制度を知って転入してくる人と知らずにいる人の格差が大きい。転入手続の時に、この制度がある事を知らせているのか。」、「新宿区に若い世代が増えるよう家賃補助は大切な事業であると感じる。」という意見が付されています。

全体に、事業の重要性は評価しながらも、周知を中心にもっと頑張ってもらいたいという方向性になっていますので、この方向でまとめれば良いと思います。

**【委員】**

転入してくる対象者全員に知らせているのでしょうか。

新宿区は子育てにすごく良いという評判があるので、この制度をもっとPRする必要があると思います。

**【委員】**

事前に申請が必要ですから、転入する前に知ってもら必要がありますね。

**【委員】**

若い方の多くはインターネットを使うことができますから、そこで知る方が多いでしょう。

**【部会長】**

そうですね。

誰が転入してくるのか、区では分からないのですから、この事業に関しては、自ら情報を収集することも必要ですよ。

**【委員】**

そうですね。

【部会長】

そうすると、個人の責任のようになってしまいますね。

【委員】

一方で、行政の責任として、現在の実績がしっかりと周知された上での数字なのか、制度の公平性の面から検証することも必要だと思います。

【部会長】

そうですね。では、制度の公平性等から見た周知の件について意見を付しましょうか。

<異議なし>

【委員】

新宿区に限らず、行政は子育て支援をPRしていますよね。

【委員】

PRだけでなく、中山区長は子育てにすごく力を入れていますね。

【委員】

転入手続をするときに、なぜ新宿区に来たのかといった理由を尋ねる調査等はしているのでしょうか。

【事務局】

転入届そのものには、そういう欄はないです。

【委員】

子育て支援が充実しているからとか、職場に近いからとか、転勤で仕方がないからとか、転入者の傾向が分かった上で周知を徹底していれば、より良い施策につなげられるのではないのでしょうか。

【委員】

例えば医療費でも、新宿では15歳までの子どもについては所得に関係なく無料になるなど本当に手厚いです。

【部会長】

すごいですね

【委員】

家賃助成などもありますよね。

【委員】

家賃補助は2年間ね。

【委員】

若い世代には、子どもを産みたいけれどお金がなくて働かざるを得ない方も多いですから、2年間は大きいですよ。

【委員】

一方で、土地や家賃が高いイメージも定着していますね。

【委員】

そのイメージを払拭させるためにも、PRは重要だと思います。

**【委員】**

子育てに関するボランティアなども充実していますよね。

**【委員】**

そうですね。

**【委員】**

PRは結構しているとも思うのですが。

**【委員】**

区民同士での情報共有も必要ではないでしょうか。

**【委員】**

それはすごく必要だと思います。

**【部会長】**

この事業についてはよろしいでしょうか。

では、経常事業の取りまとめは以上となります。

次回からは、計画事業の取りまとめになりますので、引き続きよろしくお願ひします。

以上で閉会とします。お疲れさまでした。

<閉会>